

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 28日

埼玉県知事 殿

提出者

住 所 入間市狭山ヶ原11-3

氏 名 協同特殊鋼線株式会社

代表取締役 安西正幸

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 04-2934-6111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

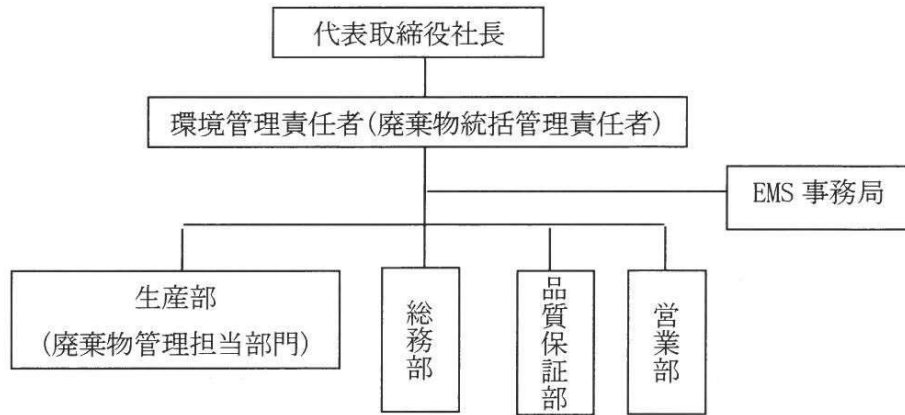
事業場の名称	協同特殊鋼線株式会社
事業場の所在地	入間市狭山ヶ原11-3
計画期間	令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E. 製造業 22. 鉄鋼業
②事業の規模	5000万円
③従業員数	86人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり。

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	排出量	718.7 t	t
	(これまでに実施した取組) 生産量に応じて、各槽の建浴時期・回数を調整し、排出量を抑える。建浴時の廃酸再利用量を増加。 各槽の利用可能濃度を随時見直し、どこまで低濃度で利用できるか順次検討し、排出量を抑制できるよう努力する。 一部工程を酸による処理から別の方法へ変更。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	排出量	704.3 t	t
	(今後実施する予定の取組) 各槽の利用可能濃度を随時見直し、どこまで低濃度で利用できるか順次検討し、排出量を抑制できるよう努力する		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 専用タンクに貯蔵し、業者に引き渡し。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現在の体制を維持。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		該当なし
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		該当なし
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		該当なし
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		該当なし
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		該当なし
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		該当なし
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	全処理委託量	718.7 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	121.0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	240.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組) 委託している廃棄物処理業者への現場視察を定期的を実施。		

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	全処理委託量	704.3 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	130.0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	250.0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	t
<p>(今後実施する予定の取組) 委託している廃棄物処理業者への現場視察を定期的を実施。 できるだけ優良認定事業者・再生利用事業者に委託するようにする。</p>			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	718.7 t	
<p>(今後実施する予定の取組等) 特別管理産業廃棄物については、全て電子マニフェストに移行済。 産業廃棄物については順次移行中。</p>			
※事務処理欄			

別紙1
特別産業廃棄物の一連の処理の工程

